

# 身体的拘束等 行動制限対応マニュアル

## ○身体拘束に関する理解

- <研修資料>・共感的理解と基本的態度の形成
- ・サービスの質の向上
  - ・接遇の基礎

**株式会社 けやきの森**

<2010(H22)年8月>



## ＝ 目 次 ＝

<b>株式会社 けやきの森</b>	<b>身体拘束廃止に向けた取り組み状況</b>	<b>4</b>
1.身体的拘束に関する基本的考え方		5
2.身体的拘束の具体例		5
3.身体的拘束の判断基準		6
4.身体的拘束を実施する場合の手続き		7
4-1 計画作成のためのサービス担当者会議および 事業所内カンファレンスの開催		8
4-2 身体的拘束同意書の作成		9
4-3 利用者および家族への説明		10
4-4 経過観察記録への記載		10
4-5 行動制限解除に向けて継続的にカンファレンスを開催		11
<b>別紙様式 1</b>		
緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書		12
<b>別紙様式 2</b>		
緊急やむを得ない身体拘束の関する経過観察・再検討記録		13
<b>添付資料</b>		
ハザード(危険事象)の分類について		15

# 株式会社 けやきの森

## 身体拘束廃止に向けた取り組み状況

### ◆身体拘束廃止のための具体的な取り組み方法および職員に対する研修等の実施について

#### けやきの森は

- ①“尊厳”の意味を理解し、ご利用者の尊厳を守り、支え続けられる支援を行います。
- ②心身両面において、どのような状況にあっても一人一人の人格と、思いを尊重したケアを行います。
- ③双方向による信頼関係の構築のもと、必要なサービスを提供いたします。
- ④利用中に周囲から問題視されるような言動が生じた場合は、ご本人の思いや理由等、根本にある原因を探り対応いたします。
- ⑤状況に応じメンタルフォローを含めた関わりを持ちます。

以上、5つの方針により、身体拘束を行わない介護サービスの提供を行います。

### ◆研修の実施

#### 1.入社時の研修

##### < 尊厳の理解 >

- ①共感的理解と基本的態度の形成
- ②サービスの質の向上
- ③接遇の基礎

##### < 身体拘束に関する理解 >

- ④身体拘束等行動制限対応マニュアル

#### 2.外部研修・講習会への参加・出席

- ⑤県社会福祉協議会
- ⑥介護労働安定センター
- ⑦民間窓口の研修 等々

## 1. 身体的拘束に関する基本的考え方

身体的拘束を検討し、または実施する際に以下の事項を参照し行う。

- i 身体的拘束は利用者の自由を制限することであり、利用者の人権を守るために基本的には行わないことを原則とする。
- ii 特に、身体的拘束により関節の拘縮、筋力の低下、褥瘡発生等の身体的弊害の発生率が高くなること。  
また精神的に、ご本人および家族日不安、怒り、屈辱感、諦念(ていねん:あきらめの気持ち)といった弊害を与えることにもなりかねない。
- iii このような身体的拘束は社会的にも大きな問題をはらんでいると認識し、けやきの森の職員は、ことの重大性について十分に理解する必要がある。

## 2. 身体拘束の具体例

身体的拘束とは、介護側が利用者の身体の自由を意図的に拘束することであり、以下のような事例を示す。

- ①徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分でベッドから降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)等で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように趣旨の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐため、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服薬させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない部屋・居室等に隔離する。

### 3. 身体的拘束の判断基準

- i 身体的拘束を実施せざるを得ないような事態が生じた場合とは、利用者に何らかの事故を想定する事態である。
- ii この事故のリスクについての評価を基本とし、拘束して得られる価値と失う価値とを比較考慮することが必要である。

リスクは以下の公式で表現できる。

$$\text{リスク} = \text{事故の発生確率} \times \text{被害(ハザード)の大きさ}$$

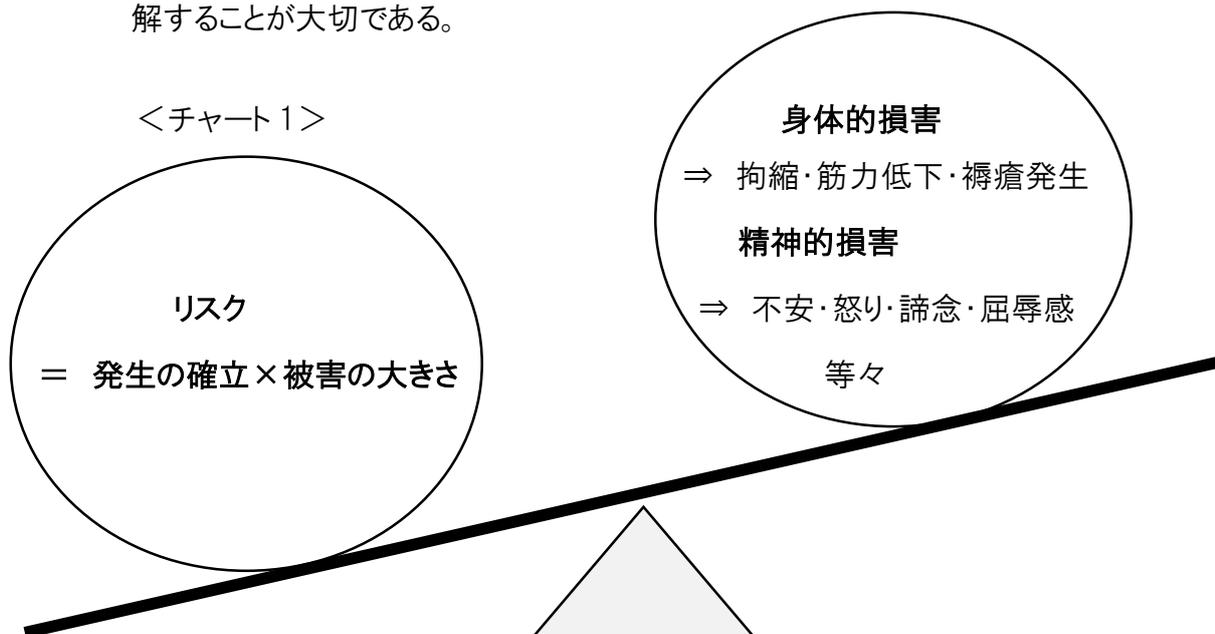
以上の公式を基に考え、事故の発生確率、事故発生による被害(ハザード)の大きさを考慮することが大切である。

●『被害(ハザード)の分類』について 巻末の添付資料 を参照

- iii 身体的拘束によって失う価値については 1.身体的拘束に関する基本的な考え方のiiを参照し再度、判断をする。

また身体的拘束によって得られる価値は、先に記したリスクの低減である。

- iv 以上の考え方を整理すれば、以下のようなチャートとなる。つまり、身体的拘束による心身の損害よりも、拘束しない場合のリスクの方が高い場合、しかも、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たしている場合のみ、身体的拘束が可能となることを理解することが大切である。



#### 4. 身体的拘束を実施する場合の手続き

利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合、以下の手続きを経て身体的拘束等の行動制限を実施すること。

身体的拘束を実施せざるを得ないような事態 = 事故の予測

① サービス担当者会議・事業所内カンファレンスの開催  
身体的抑制検討のためのアセスメント作成



② 身体的拘束同意書の作成



③ 利用者および家族への説明と同意



④ 身体的拘束の実施および介護記録への記載



⑤ 行動制限解除(経過観察・再検討記録)

#### 4-1 計画作成のためのサービス担当者会議・事業所内カンファレンスの開催

- ① 会議構成メンバー
  - ・サービス担当者会議: 担当ケアマネージャー、生活相談員、各事業所担当者
  - ・事業所内カンファレンス: 施設長、管理者、生活相談員、看護師、介護員
- ② 使用するアセスメント表
  - ・身体的抑制検討のためのアセスメント表、リスク評価表
- ③ 検討事項
  - ・リスクおよび身体的拘束が及ぼす利用者本人や家族への損害等を検討

特に下記の3つの要件すべてを満たす状態・状況であるかを確認することが必要

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護の方法がない。
一時性	身体拘束その他の行動制限一時的である。

※ 最終的には、施設長の同意がなければ身体的拘束を家族に提案できない。

## 4-2 身体的拘束同意種の作成

別紙書式 1

### 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書(記入例)

- 1 ○○(利用者)様の状態が下記の A・B・C をすべて満たしているため、緊急やむを得ず下記の方法と時間帯において最小限身体拘束を行います。
- 2 解除することを目標に鋭意検討を行います。

- |  |
|--|
| A. 利用者本人または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。 |
| B. 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護の方法がない。      |
| C. 身体拘束その他の行動制限一時的である。                     |

### 3 身体的拘束を実施しなければならないと考えられる理由および拘束の概要

個別の状況による拘束の必要な理由 (リスク・損害予想)	ご本人は両下肢の筋力低下により立位は困難であるが、認知症のため頻回に車椅子から立ち上がろうとする。よって、転倒および車椅子からの転落の可能性があるため、頭部への損傷等、重傷を被る可能性が高い。
身体拘束の方法 (場所・行為・部位・内容等)	腰痛ベルトの装着、但し膝掛けを使用し目立たないように配慮する。
拘束の時間帯および時間	食堂での食事中、およびレクリエーション参加時
特記すべき心身の状況	本人からの発言・発語が少ないため、プライドおよび屈辱感を言語的に表現することが困難なため、表情や動きを注意深く観察する必要がある。
拘束開始および解除の予定	両下肢の筋力強化の機能訓練を実施し、3 か月後に拘束を解除できるようにする。

上記の通り実施いたします。

〒990-2161 山形市大字漆山字念仏段 1903-1  
デイサービス けやきの森  
管理者 高橋 かほり

身体拘束に関する説明を受け同意いたしました。

20〇〇年 8 月〇〇日

氏名: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

### 4-3 利用者および家族への説明

- ① 説明担当者 ⇒ 管理者または生活相談員
- ② 説明資料 ⇒ 身体的抑制検討アセスメント表、リスク評価表、緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書の作成
- ③ 説明と同意 ⇒ 利用者および家族と面接し、上記②の書類等を資料にして身体的拘束等の行動制限が必要なことを説明する。
- ④ 署名捺印 ⇒ 利用者および家族が十分な理解を行い『身体拘束に関する説明書』内容に同意を得たうえで署名を頂く。

※ 利用者および家族が納得できなければ身体的拘束は行えない。

### 4-4 経過観察記録への記載

実際に身体拘束を行う場合は、様態・時間・心身の状況などを経過観察として記入する。

別紙様式 2

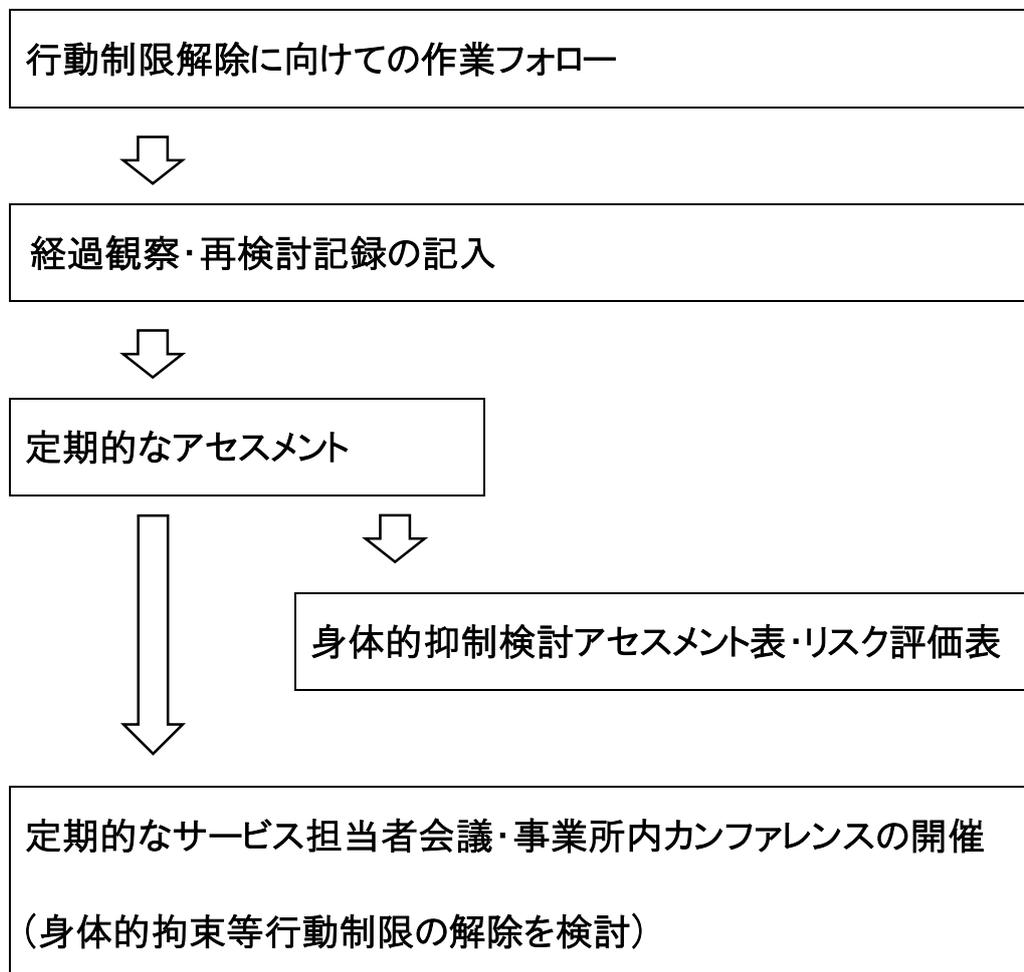
#### 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録(記入例)

利用者名 ○○ 様

年月日	時間	心身の状態等・再検討結果(カンファレンス参加者)	記録者
2000 10/12 (土)	14:30	腰ベルトをしたときに、戸惑いの様子があった。特に抵抗や怒りの表情は無いが、車椅子より立ち上がろうとした時に立ち上れず、イライラして大きな声を出される。職員が介助し立ち上がることができ落ち着かれる。	佐藤
2000 10/15 (火)	14:35	腰ベルト装着時、不愉快な表情になるも抵抗す動きはない。車いすからの立位動作時にイライラし「早くして！」と発言がある。立位介助で落ち着かれ「あー、よかった。」と安堵されている。	木村
2000 10/29 (火)	14:30	定期的な機能訓練を実施。立位動作に徐々に安定性が増してきている。 腰ベルトの装着時の怪訝そうな表情は見られなくなった。	田中

#### 4-5 行動制限解除に向けて継続的にカンファレンスを開催

身体的拘束等行動制限を解除することを目標に、継続的にカンファレンスを開催し検討を行う。



## 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

1 \_\_\_\_\_様の状態が下記の A・B・C をすべて満たしているため、緊急やむを得ず下記の方法と時間帯において最小限身体拘束を行います。

2 解除することを目標に鋭意検討を行います。

- |  |
|--|
| <p>A. 利用者本人または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。</p> <p>B. 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護の方法がない。</p> <p>C. 身体拘束その他の行動制限一時的である。</p> |
|--|

3 身体的拘束を実施しなければならないと考えられる理由および拘束の概要

個別の状況による拘束の必要な理由 (リスク・損害予想)	
身体拘束の方法 (場所・行為・部位・内容等)	
拘束の時間帯および時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始および解除の予定	
医師の意見	

上記の通り実施いたします。

〒990-2161 山形市大字漆山字念仏段 1903-1  
 デイサービス けやきの森  
 説明者(管理者) 高橋 かほり

身体拘束に関する説明を受け同意いたしました。

\_\_\_\_\_年 月 日

氏名: \_\_\_\_\_

代理人(続柄: \_\_\_\_\_)

住所: \_\_\_\_\_





## ハザード(危険事象)の分類について

ハザード(危険事象)		ハザードの起こりうるシーン	ハザードの起こりうる場所	ハザードの発生確率に関する諸要因	ハザードの大きさに関する諸要因	起こりうる損傷・侵害の種類
大分類	中分類					
利用者の身体的損傷	転倒	立位・歩行・移乗時 車椅子走行時	能訓練室 食堂 トイレ 脱衣室 浴室内 階段 車両内・周辺 屋外	立位・歩行の安定性 障害物の有無 床面の滑りやすさ 手すり等の有無 過去の転倒歴 徘徊の有無 体幹部の抑制の有無・目眩症状 抗不安剤・抗うつ剤の服薬 職員の技術と知識力 利用者の危険予知力	床材等の硬さ 突起物の有無 利用者の重心の高さ 階段の高さ 上腕の機能レベルや麻痺 行動のスピード 骨密度 損傷や麻痺の部位	打撲 骨折 切り傷 擦過傷 内出血 意識障害 部位化膿 死亡
	転落	ベッド(側臥位・座位) 座位時 階段利用時 窓際での立位時 車両への乗降時 入浴時	ベッド 便座 椅子・車椅子 浴室内・浴槽 窓付近 車両内・周辺	座位・立位の安定性 ベッド柵の有無 窓開閉の容易性 階段アクセスの容易性 車両の安全対策・整備状況 職員の力量 利用者の危険予知力	ベッド・椅子の高さ ベッド柵の有無 階段の高さ・窓の高さ 床材等衝突面の硬さ 上腕部の機能・骨密度 行動のスピード 損傷や麻痺の部位	打撲・骨折 切り傷 擦過傷 内出血 意識障害 部位化膿 死亡
	掻きむしり	動作時 歩行時 移乗時 静止時	ベッド 便座 椅子・車椅子 浴室内・浴槽 窓付近 車両内・周辺	障害物の有無 職員の力量 利用者の危険予知力 他の利用者の危険予知力 身体的抑制	行動のスピード 衝突・擦る物体面の硬度 衝突・擦る物体面の突起物 皮膚の状態 (柔らかい・強い) 抑制備品の硬度と時間	擦過傷 内出血 部位化膿